

消防用車両の安全基準の一部改正について

平成30年11月
日本消防検定協会

【改正理由】

消防用車両の安全基準検討会（平成18年～19年度 事務局：日本消防検定協会）において策定された「消防ポンプ自動車の安全基準」、「はしご自動車の安全基準」、「化学消防車等の安全基準」及び「屈折はしご自動車等の安全基準」（以下「安全基準」という。）については、消防庁通知（平成19年5月消防消第80号及び平成20年5月消防消第89号）によって、消防機関が消防ポンプ自動車等を調達する場合における安全基準の遵守が徹底されているところです。

一方、原子力防災組織、空港管理者等の消防機関以外が調達する消防ポンプ自動車等についても、安全基準の趣旨（消防ポンプ自動車の使用時の安全確保）に合致していること及び安全基準を適用することが望ましいことからこれまで、製造者において安全基準に準拠した車両を製造しているところです。

しかし、一部の仕様の規定を満足しない場合には安全基準への適合証の発行ができない状況となっていることから、このような場合においても柔軟に対応できるように整備を行うとともに、事故情報の取扱いの一部見直し、重複部分の整理等を行うものです。

【主な改正内容】

1 消防ポンプ自動車

①消防ポンプ自動車の具備すべき要件（2. 1 関係）

緊急指定登録をしない車両にあつては緊急自動車としての要件（赤色燈、朱色の車体色等）を不要とした。

②水槽装置（2. 4. 2 関係）

水槽への水の補給条件について、送水流量についても送水圧力と同様な指標となることから、補給条件として送水流量の表示を可能とした。

③事故情報（6. 5 関係）

事故情報の報告先として、安全基準への適合の検証を依頼している第三者機関を追加した。

④その他規定の整備（2. 3. 5、2. 8. 2. 1 及び別添2 関係）

限定的な内容を包括的な内容に変更するとともに、重複する規定を削除した。

2 はしご自動車

①はしご自動車の具備すべき要件（2. 1 関係）

緊急指定登録をしない車両にあつては緊急自動車としての要件（赤色燈、朱色の車体色等）を不要とした。

②事故情報（6. 5 関係）

事故情報の報告先として、安全基準への適合の検証を依頼している第三者機関を追加した。

- ③その他規定の整備（2. 3. 25及び別添3関係）
限定的な内容を包括的な内容に変更した。

3 化学消防車等

- ①化学消防車等の具備すべき要件（2. 1関係）
緊急指定登録をしない車両にあつては緊急自動車としての要件（赤色燈、朱色の車体色等）を不要とした。
- ②水槽装置（2. 4. 2関係）
水槽への水の補給条件について、送水流量についても送水圧力と同様な指標となることから、補給条件として送水流量の表示を可能とした。
- ③事故情報（6. 5関係）
事故情報の報告先として、安全基準への適合の検証を依頼している第三者機関を追加した。
- ④その他規定の整備（2. 3. 5、2. 8. 2. 1及び別添2関係）
限定的な内容を包括的な内容に変更するとともに、重複する規定を削除した。

4 屈折はしご自動車等

- ①屈折はしご自動車等の具備すべき要件（2. 1関係）
緊急指定登録をしない車両にあつては緊急自動車としての要件（赤色燈、朱色の車体色等）を不要とした。
- ②水槽装置（2. 3. 20関係）
水槽への水の補給条件について、送水流量についても送水圧力と同様な指標となることから、補給条件として送水流量の表示を可能とした。
- ③事故情報（6. 5関係）
事故情報の報告先として、安全基準への適合の検証を依頼している第三者機関を追加した。
- ④その他規定の整備（2. 3. 19及び別添2関係）
限定的な内容を包括的な内容に変更した。

【適用期日】

平成30年11月1日